

養殖瓦版

平成26年7月29日発行
(第16号)

発行：千葉県水産総合研究センター・生産技術研究室
千葉県農林水産技術会議
〒295-0024 千葉県南房総市千倉町平磯 2492
電話：0470-43-1111 ファクス：0470-43-1114
eメール：chiba-pfrc@mz.pref.chiba.lg.jp

「水産用医薬品の使用について」第27報について

この度、農林水産省から「水産用医薬品の使用について」第27報が発行されました。このパンフレットについては、第26報から6点の変更点がありますので、変更内容を簡単にご説明します。

1. 省令等が改正（*）され、一部の成分を含む未承認医薬品や医薬品の食用動物への使用が、獣医師の適用外使用を含めて禁止されました。
2. プロノポールを有効成分とする消毒剤の効能効果に、かれい目魚類の滑走細菌症が追加されました。（11ページ，表1-5）
3. ひらめのエドワジエラ症（多糖アジュバンド加）不活化ワクチンが新規承認されました。（18ページ，表4-6）
4. イリドウイルス病不活化ワクチンの対象魚種に、くえとまはた（約5g~50g）が追加されました。（18ページ，表4-7）
5. ぶりのイリドウイルス病，ビブリオ病， α 溶血性レンサ球菌症及び類結節症（油性アジュバンド加）不活化ワクチン（4種混合ワクチン）が新規承認されました。（20ページ，表4-16）
6. ぶりのイリドウイルス病，ビブリオ病， α 溶血性レンサ球菌症及び類結節症（多糖アジュバンド加）不活化ワクチン（4種混合ワクチン）が新規承認されました。（20ページ，表4-17）

○ワクチンの使用にあたっては、指導機関の指導が必要となりますので、事前に当研究室まで連絡して下さい。

○医薬品は、添付文書等を確認の上、記載されている用法・用量，使用上の注意及び休薬期間に従って、適正に使用して下さい。

○安全な養殖魚を消費者に提供するため、養殖場で問題となっている魚病の原因を正確に知り、それに合った医薬品を選択し、適切に使用して下さい。

* 省令等の改正について

『薬事法に基づく医薬品の使用の規制に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令』及び『動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令』（平成 25 年 11 月 30 日施行）

～改正内容～

これまで、獣医師の診療に基づく場合、例外的に使用することができた未承認医薬品、動物用医薬品のうち犬猫用・観賞魚用として承認されている医薬品、人用医薬品について、マラカイトグリーン、ニトロフラゾン、クロラムフェニコール等の成分を含むものについては、例外なく食用動物への使用が禁止されました。

平成 25 年度の魚病発生状況について

12月6日に開催された平成 25 年度水産増養殖関係研究開発推進特別部会「魚病部会」のなかで、平成 25 年度に発生した主要魚種の疾病について全国（海面）を 5 つに分けたブロックごとに報告がありました。主なものをまとめると以下のとおりです。

ブリ類：ノカルジア症、連鎖球菌症、ビブリオ病、イリドウイルス病、ベコ病 など

ヒラメ：連鎖球菌症、エドワジラ・タルダ感染症、VHS、シュードモナス症 など

マダイ：マダイイリドウイルス病、エドワジラ・タルダ感染症、ビバギナ症 など

※近年、アワビのキセノハリオチス症やヒラメのクドア症などの新しい病気が出現しています。新たに、カンパチで VHS が確認されました。

※一方、ブリのベコ病やシュードモナス症などの以前見られた病気が再び流行する兆しがあり、注意が必要です。

○原因が不明な疾病が発生した場合はもとより、これまで症状や死亡状況から自己診断していた疾病でも、一度当研究室に持ち込まれてはいかがでしょうか。

【連絡先：生産技術研究室 0470-43-1119・1120 早川・池上】